

# 株式会社 JMC

証券コード：5704

## 目次

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| ごあいさつ .....                                 | 1  |
| 招集ご通知                                       |    |
| 第27回定時株主総会招集ご通知 .....                       | 2  |
| 招集ご通知提供書面                                   |    |
| 事業報告                                        |    |
| 1. 会社の現況 .....                              | 4  |
| 2. 株式の状況 .....                              | 18 |
| 3. 新株予約権等の状況 .....                          | 19 |
| 4. 会社役員の状況 .....                            | 23 |
| 5. 会計監査人の状況 .....                           | 26 |
| 6. 株式会社の支配に関する基本方針 .....                    | 26 |
| 計算書類 .....                                  | 27 |
| 監査報告 .....                                  | 29 |
| 株主総会参考書類                                    |    |
| 第1号議案 定款一部変更の件 .....                        | 33 |
| 第2号議案 取締役1名選任の件 .....                       | 34 |
| 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の<br>付与のための報酬決定の件 ..... | 35 |

## 第27回 定時株主総会 招集ご通知



## ごあいさつ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当事業年度においては、売上高25億8,255万円（前期比58.5%増）、営業利益3億2,955万円（前期営業利益は22百万円）と前期実績を大きく上回る結果となりました。これは4期連続の増収であるとともに、当社にとって過去最高の業績であります。

当事業年度を通じ業績好調であった要因は、試作開発需要が大変活況を呈したまま推移し、この需要拡大を背景に、積極的な投資を行い生産能力、生産効率の向上を実現し、市場ニーズにしっかりと応えることができたことであります。

特に鑄造事業においては、自動車EV化の潮流を反映し、試作開発需要が拡大する一方で、短納期のみならず大型化、複雑化、軽量化、精緻化といった高度な技術的対応が求められるような環境変化が起きました。この変化に対し、当社は工場建設や設備機器導入等への積極的な投資を行い、生産基盤の強化及び生産能力の向上を実現することで対処してまいりました。

その結果、投資が完了してはおりませんが、当事業年度はお客様からの信頼を獲得し、収益向上を実現することができました。

当社は、お客様のご要望を的確にとらえ、ご満足いただける製品をお届けし続けるため、今後も適正かつタイムリーな投資を積極的に実行してまいります。そして、安定した企業基盤の確立と持続的な成長に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年3月

代表取締役社長兼CEO

**渡 邊 大 知**

証券コード 5704  
2019年3月11日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番5号  
株 式 会 社 J M C  
代表取締役社長兼CEO 渡 邊 大 知

### 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- |            |   |                                                                                             |
|------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日       | 時 | 記                                                                                           |
| 2. 場       | 所 | 2019年3月27日（水曜日）午前10時<br>神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号<br>新横浜グレイスホテル 4階 サフィア<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 |   |                                                                                             |
| 報 告 事 項    |   | 第27期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件                                            |
| 決 議 事 項    |   |                                                                                             |
| 第1号議案      |   | 定款一部変更の件                                                                                    |
| 第2号議案      |   | 取締役1名選任の件                                                                                   |
| 第3号議案      |   | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件                                                                 |

以 上

◇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◇本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jmc-rp.co.jp/>）に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- したがしまして、本招集ご通知提供書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◇株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jmc-rp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◇定時株主総会終了後、株主様向け会社説明会を同会場にて開催する予定です。引続きご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◇定時株主総会にご出席いただきました株主様には、粗品を贈呈させていただく予定です。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得情勢が緩やかに改善し、また好調な企業収益を背景として設備投資が底堅く推移する等、総じて緩やかな回復基調にありました。海外の経済情勢におきましても、米国経済が好調さを維持する等、景気回復、持ち直し基調で推移しました。その一方で、米中貿易摩擦による過剰な報復措置の応酬による中国の景気減速等の不確実性の増大により景気下振れリスクは続いており、先行き不透明な状況で推移しました。

当社は、製造業を中心に幅広い業種の試作品から最終製品づくりをトータルサポートすることを主たる業務とし、「3Dプリンター出力事業」（3Dプリンターによる試作品、各種部品・商品の製造、販売）、「鋳造事業」（砂型鋳造による試作品、各種部品の製造、販売）、「CT事業」（産業用CTの販売及び検査・測定サービスの提供）の3事業を展開しております。

当社を取り巻く試作開発市場は、自動車のEV（Electric Vehicle＝電気自動車）化に伴う試作開発需要が当事業年度を通じて大変旺盛であり、更には多くの産業における試作開発需要も拡大傾向のまま推移いたしました。当社はこれらの需要拡大に対し、積極的な設備投資及び人的投資を行うことで生産能力、生産効率の向上を実現し、当社の強みである「短納期」、「高品質」を前面に打ち出して、市場のニーズに応えてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,582,550千円（前期比58.5%増）、営業利益329,551千円（前事業年度22,018千円）、経常利益338,266千円（前事業年度28,736千円）、当期純利益214,661千円（前事業年度15,906千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当事業年度第3四半期会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日）から、コンセプトセンター（鑄造事業）の産業用C Tにおける検査・測定サービスが大きく増加したことに伴い、報告セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、従来は測定しておりませんでしたセグメント間取引を測定し、セグメント間取引の消去額を調整額に含める方法へと、測定方法を変更しております。これにより当事業年度の期首からセグメント間取引を測定する方法に変更したとみなして売上高及びセグメント利益を記載しておりますが、通期のセグメント利益への影響額は軽微であります。

前事業年度では、セグメント間取引の消去額を調整額に含める方法に変更したとみなして金額を算出することができないことから、売上高及びセグメント利益は変更前の金額と比較して記載しております。

#### （3Dプリンター出力事業）

3Dプリンター出力事業におきましては、堅調な市場環境のなか「短納期」を訴求したWEBマーケティングの展開や、心臓カテーテルシミュレーター『HEARTROID（ハートロイド）』の国内外展示会への積極的な出展による認知度向上及び顧客層の拡大を図るとともに、設備面においてもフルカラー3Dプリンターを導入してサービス範囲の拡大を実現する等の施策を実行し、多岐にわたる産業分野からの受注獲得に注力してまいりました。

また、国内外代理店販売網を整備したことが奏功して伸張し、医療機器関連分野の売上高、更には3Dプリンター出力事業全体の売上高を押し上げる一因となりました。

当社は医療機器製造における3Dプリンター活用の有効性に早くから着目しておりましたが、2018年8月9日付で「医療機器製造業」、2018年8月28日付で「医療機器製造販売業」の許可を取得し、将来の同分野における事業拡大に向けた社内体制の整備や商材開拓等への先行投資も積極的に行ってまいりました。

この結果、3Dプリンター出力事業の売上高は520,141千円（前期比25.7%増）、セグメント利益は125,074千円（前期比43.4%増）となりました。

(鑄造事業)

鑄造事業におきましては、自動車E V化の潮流を反映して、試作開発需要が当事業年度を通し拡大傾向で推移するなか、短納期のみならず「大型化、複雑化、軽量化、精緻化」への対応ニーズが益々強まってまいりました。

このような顧客ニーズの変化を先読みして、新工場建設や設備機器導入等の積極的な投資を行い、高難度化する顧客ニーズに設備面・技術面において対応すべく、生産体制の確立及び生産能力の向上を実現したことが奏功し、顧客からの信頼獲得、更には業績の大幅伸張を実現するに至りました。

この結果、鑄造事業の売上高は1,602,059千円（前期比67.0%増）、セグメント利益は501,769千円（前期比232.4%増）となりました。

(C T事業)

C T事業におきましては、産業用C Tによる「検査・測定サービス」の市場が未形成である状況下、当社は高度なデータ作成及び解析技術を駆使し、ミリ／マイクロ／ナノフォーカスという全クラスの産業用C T装置5台を状況に応じて使い分け、最適かつ高精度な「検査・測定サービス」を提供しております。

「検査・測定サービス」においては、当社と同規模に事業展開をしている競合企業は少なく、当社はリーディング企業として、積極的に技術普及及び市場開発を行ってまいりました。

当事業年度は、このような優位な立ち位置を活かし、複数の継続的な大型案件を獲得したことや、産業用C Tを4台販売したこともあり、大幅な売上高伸張となりました。

この結果、C T事業の売上高は556,172千円（前期比116.8%増）、セグメント利益は140,218千円（前期比27.8%増）となりました。

なお、当事業年度の販売実績を産業区分別に示すと次のとおりであります。

### 3Dプリンター出力事業

| セグメント内産業区分              | 第27期<br>(2018年1月1日から2018年12月31日まで) |          |       |
|-------------------------|------------------------------------|----------|-------|
|                         | 販売件数（件）                            | 販売金額（千円） | 比率（％） |
| 卸売業                     | 444                                | 140,219  | 27.0  |
| 電気機械器具製造業               | 517                                | 91,727   | 17.6  |
| 専門サービス業<br>（他に分類されないもの） | 318                                | 66,843   | 12.9  |
| 精密機械・医療機械器具製造業          | 610                                | 55,989   | 10.8  |
| その他の製造業                 | 402                                | 42,679   | 8.2   |
| 輸送用機械器具製造業              | 122                                | 27,904   | 5.4   |
| その他の事業サービス業             | 94                                 | 22,629   | 4.3   |
| 一般機械器具製造業               | 83                                 | 16,947   | 3.3   |
| 化学工業                    | 18                                 | 8,433    | 1.6   |
| その他                     | 274                                | 46,541   | 8.9   |
| 合計                      | 2,882                              | 519,915  | 100.0 |

### 鋳造事業

| セグメント内産業区分     | 第27期<br>(2018年1月1日から2018年12月31日まで) |           |       |
|----------------|------------------------------------|-----------|-------|
|                | 販売件数（件）                            | 販売金額（千円）  | 比率（％） |
| 電気機械器具製造業      | 237                                | 442,552   | 29.3  |
| 輸送用機械器具製造業     | 262                                | 307,647   | 20.4  |
| 卸売業            | 269                                | 275,999   | 18.3  |
| 鉄鋼業、非鉄金属製造業    | 158                                | 231,936   | 15.4  |
| 一般機械器具製造業      | 167                                | 100,417   | 6.6   |
| ゴム製品製造業        | 74                                 | 42,384    | 2.8   |
| 精密機械・医療機械器具製造業 | 77                                 | 40,315    | 2.7   |
| 娯楽業            | 12                                 | 24,261    | 1.6   |
| その他の事業サービス業    | 19                                 | 19,173    | 1.3   |
| その他            | 40                                 | 24,244    | 1.6   |
| 合計             | 1,315                              | 1,508,932 | 100.0 |

C T 事業

| セグメント内産業区分              | 第27期<br>(2018年1月1日から2018年12月31日まで) |          |       |
|-------------------------|------------------------------------|----------|-------|
|                         | 販売件数（件）                            | 販売金額（千円） | 比率（％） |
| 輸送用機械器具製造業              | 73                                 | 192,771  | 34.8  |
| 一般機械器具製造業               | 20                                 | 111,689  | 20.2  |
| 専門サービス業<br>(他に分類されないもの) | 37                                 | 73,515   | 13.3  |
| 窯業・土石製品製造業              | 1                                  | 70,000   | 12.6  |
| 卸売業                     | 138                                | 62,627   | 11.3  |
| 精密機械・医療機械器具製造業          | 18                                 | 16,860   | 3.0   |
| 電気機械器具製造業               | 35                                 | 9,300    | 1.7   |
| 鉄鋼業、非鉄金属製造業             | 19                                 | 5,202    | 0.9   |
| 金属製品製造業                 | 9                                  | 3,090    | 0.6   |
| その他                     | 23                                 | 8,647    | 1.6   |
| 合計                      | 373                                | 553,702  | 100.0 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 産業区分に関しては、株式会社帝国データバンクのT D B 産業分類表の中分類に従っております。

3. 販売件数、販売金額及び比率は、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は389,421千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度に完成した主要設備

( 3 D プリンター出力事業 本社 )

フルカラー 3 D プリンター

( 鋳造事業 コンセプトセンター )

第 5 期棟（鋳造棟） 2 階 内装工事及び什器備品

低圧鋳造機及び溶解炉

産業用 C T 2 台

第 1 期棟 鋳造設備移転による改修工事

- ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
（３Ｄプリンター出力事業、ＣＴ事業及び共通 本社）  
オフィス増床による内装工事及び什器備品  
（鑄造事業 コンセプトセンター）  
第６期棟 建物及び設備  
砂型３Ｄプリンター  
低圧鑄造機  
（鑄造事業 ミーリングセンター（仮称）（浜松新工場））  
土地  
建物及び設備  
マシニングセンター及び測定器

- ハ. 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

- ③ 資金調達の状況  
当事業年度中に、運転資金として、金融機関より短期借入金として50,000千円、金融機関より当座借越として105,958千円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 24 期<br>(2015年12月期) | 第 25 期<br>(2016年12月期) | 第 26 期<br>(2017年12月期) | 第 27 期<br>(当事業年度)<br>(2018年12月期) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 1,327,176             | 1,477,760             | 1,629,689             | 2,582,550                        |
| 経 常 利 益 (千円)           | 194,702               | 172,374               | 28,736                | 338,266                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 124,093               | 119,859               | 15,906                | 214,661                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 41.92                 | 37.86                 | 3.06                  | 41.15                            |
| 総 資 産 (千円)             | 1,360,953             | 2,471,322             | 2,455,280             | 3,323,054                        |
| 純 資 産 (千円)             | 705,302               | 1,814,345             | 1,831,167             | 2,063,829                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 238.28                | 348.91                | 351.61                | 393.57                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2016年8月12日付で株式1株につき400株、2019年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第24期(2015年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が、事業推進上重要課題と認識している点は、以下のとおりであります。

##### (3Dプリンター出力事業)

医療機器の製造販売等に係る事業への参入

当社が安定的かつ持続的企業成長を実現するために、既存の3事業（3Dプリンター出力事業、鋳造事業、CT事業）と親和性がある新規事業への参入、拡大が必要と考えています。

現在、当社は自社製品である心臓カテーテルシミュレーター『HEARTROID（ハートロイド）』をはじめとする医療関連製品を3Dプリンターの技術を活用して製造・販売しておりますが、「高度管理医療機器等販売業・貸与業」の許可と併せて、2018年8月に「医療機器製造業」及び「医療機器製造販売業」の許可を取得し、一般医療機器から高度管理医療機器まで、すべての医療機器の設計・開発・製造・薬事申請・販売を一貫して行うことが可能になりました。

これにより、医療機器の開発、製造、販売、貸与及び輸出入に係る新規分野での事業立上及び拡大に取り組んでまいります。

##### (鋳造事業)

###### ①多種合金への展開

当社はこれまで砂型鋳造法の精度を高めることで、試作品から製品分野へ対応範囲を拡大してきましたが、更に素材の面におきまして、顧客メーカーのニーズに応えるために、アルミニウム合金、マグネシウム合金及び鋳鉄を取扱っております。今後、鋳鋼・銅合金などの取扱いも引続き検討してまいります。また、アルミニウム、マグネシウムの中でも強度等が向上した新たな配合の同合金材料の採用を続けることにより、更に幅広い市場を開拓することに取り組んでまいります。

###### ②自動車のEV化への対応

今後、世界の自動車販売に占めるEVの割合は急速に高まっていくことが予想されています。EV化に伴い車体構造がシンプルになり、使用される部品数が大幅に減少する一方で、新たに開発が見込まれるモーターや重要保安部品等における試作技術力が求められています。

このような世界的な潮流の変化を好機ととらえ、当社の強みである高品質・高付加価値を活かし、EV化の対応に取り組んでまいります。

### ③新工場（ミーリングセンター）の操業開始

鑄造事業においては、自動車のEV化にともなう新規試作開発だけではなく、内燃機関係で高度な技術を必要とする案件やモータースポーツ用等の高付加価値案件も増加しており、輸送用機械器具製造業のメーカーの幅広い需要に応えるべく、加工工程においても高度な技術力が必須となってきております。

これらに対応すべく、加工工程の生産体制を拡充するとともに、技術的難易度の高い案件のニーズに対応し、従前は外注委託していた案件を内製化することを目的に、静岡県浜松市に新たに新工場（ミーリングセンター（仮称））を建設することといたしました。新工場は2019年11月竣工、2020年1月操業開始を予定しております。

新工場における加工工程の操業開始と適正な生産体制を構築することにより、受注拡大に努めてまいります。

### ④新工場棟（コンセプトセンター第6期棟）の操業開始

コンセプトセンター（長野県飯田市）において、砂型3Dプリンターを活用し、鑄造工程の能力強化を図るとともに、2020年を目途に砂型造形の受託サービスを事業展開するための新工場棟（第6期棟）の建設に着手しており、2019年6月竣工、8月操業開始を予定しております。

砂型3Dプリンターの導入により、大型化・複雑化する設計に対して、これまで手作業で造型することのできなかった複雑な砂型にも対応可能となり、付加価値の拡大や工期短縮を目指すとともに、砂型造形の受託サービスを開始することによって、自動車メーカーや砂型鑄造を手がける一次サプライヤーを中心に新たな顧客層の獲得を目指します。

新工場棟における鑄造工程の操業開始と適正な生産体制を構築することにより、受注拡大に努めてまいります。

### （CT事業）

#### 検査・測定サービスの市場開拓及び技術普及

当社は、産業用CT（GEセンシング&インスペクション・テクノロジーズ株式会社製）をミリ／マイクロ／ナノフォーカスという全クラスの装置を保有し、ソフト面、ハード面ともに国内最高水準の検査・測定サービスを提供しております。

産業用CTによる高精度な検査・測定サービスの市場が国内では未形成である状況下、当社が長年3Dプリンター出力事業で培ったデータ作成・解析技術を駆使し、同分野の市場開拓及び技術普及を進め、受注拡大に努めてまいります。

(全社)

①人材の確保、育成

変化する事業環境に最適な企業構造を保ちつつ、長期的な成長を担保するために、優秀な人材の確保、育成が急務であります。当社では、3Dプリンター出力事業、鋳造事業及びCT事業、また製造部門と営業部門を横断できるゼネラリスト型の人材と、製造業特有の技術・知識に長けた職人型の人材、上場企業としての相応な管理部門の人材の確保・育成が課題であり、これらに関し中長期的視野で取り組んでまいります。

②ブランドの知名度向上

当社が完成品メーカーの単なる下請けではなく、3Dプリンターと鋳造工法による高品質なものづくりを行うことや、産業用CTによる検査・測定において、対等なパートナーとして主体的に関わっていくためには、製品の品質やサービス等に裏付けられたコーポレートブランドを確立していくことが重要と考えております。そのため、営業活動におけるサービスや採用活動において、費用対効果を見極めながら広報宣伝やIR、PR活動を推進させることを課題と認識し、コーポレート・アイデンティティの構築とそのブランディングに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

| 事業区分        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3Dプリンター出力事業 | <p>①造形サービス</p> <p>3Dプリンター出力事業では、主に製品開発を行っている顧客に対して試作品を3Dプリンターで作製し、提供するサービスを行っております。当社が保有する3Dプリンターは、光造形方式8台、粉末焼結（ナイロン造形）方式4台、粉末固着（石膏造形）方式2台、インクジェット方式1台の合計15台と、現在業界で採用されているすべての工法を備えております。工法が多岐にわたることに加えて、当社では顧客への短納期化を実現するために、自社による見積データの解析・補正サービスや年中無休の稼働体制を敷いております。また、3Dプリンターでの作製後の各種後加工（塗装・染色・ネジ加工・アルミ真空蒸着・真空注型）も行っております。</p> <p>同事業においては、医療分野でも3Dプリンターによる製品の作製サービスを行っております。脳外科、口腔外科分野において、患者のCT・MRIデータから頭蓋骨や下顎骨のデータを作成し、3Dプリンターで実体モデルを作製しております。実体モデルは、手術前のシミュレーションや手術方法の説明等に利用されております。また、3Dプリンターと真空注型を組み合わせた独自の技術（特許番号5236103号）を保有しております。これは、臓器の複雑な形状を忠実に再現するため、型を3Dプリンターで作製し、シリコーンゴムなどの軟質材料を注入することで、軟質の臓器モデルを作製するものです。臓器モデルは医療機器の機能評価、カテーテルや内視鏡手術のトレーニングに利用されております。</p> <p>また、心臓カテーテルシミュレーター『HEARTROID（ハートロイド）』の製造及び販売を行っております。</p> <p>②医療機器の開発、製造、製造販売、販売及び貸与</p> <p>医療機器の分野におきましては、2017年7月に「高度管理医療機器等販売業・貸与業」の許可、2018年8月に「医療機器製造業」及び「医療機器製造販売業」の許可を取得したことから、2019年12月期の新事業展開を見据えた各種準備を行っております。</p> |

| 事業区分 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鑄造事業 | <p>鑄造は、製品の形状を反転させた型に、鉄・銅・アルミニウム・マグネシウム等の溶かした金属を流し込み、製品を作製する工法になります。この時に用いる型を“鑄型（いがた）”と呼び、素材により金型・砂型・石膏型等、数種類に分けられ、当社では砂型鑄造法を採用しております。</p> <p>鑄造工法は、複数の工程から成っており、顧客から受領したC A Dデータから型データの作成、木型の作製、砂型の作製、鑄込み、仕上げ、熱処理、機械加工、検査を経て、製品が完成いたします。これまでの鑄造業界では、その各工程をそれぞれ別会社が営んでおり、工程間のデリバリー時間が発生することや、工程間の情報共有不足による不良品発生が問題となっております。当社も事業開始時は砂型の作製、鑄込み、仕上げ工程のみ自社で行っており、それ以外の工程を外部委託しておりましたが、顧客からの短納期や品質向上の要求に応えるためには、一貫した生産体制を構築する必要があり、1工程ずつ着実に内製化してきました。3 Dプリンター出力事業と同様に、顧客からはコストよりも短納期が重視される傾向があるため、当社のスピードが付加価値となり、価格競争面で有利に働く要素となっております。</p> <p>当社の砂型鑄造は、金型を使用するダイカスト工法に近い品質を実現しております。それは、切削機械で木型を作製し、同業の砂型鑄造業者よりも細かい粒径の鑄物砂を使用しているからであります。また、組織の密度等鑄造品の物性において、ダイカスト工法よりも砂型鑄造が優れており、表面粗さと寸法精度が担保されれば、品質は砂型鑄造品が優ると考えております。</p> |

| 事業区分   | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C T 事業 | <p>①検査・測定サービス<br/>         当社では、国内で初めてG E センシング&amp;インスペクション・テクノロジーズ株式会社製の産業用高性能C Tを導入し、ミリ／マイクロ／ナノフォーカスという全クラス、5台保有しております。</p> <p>この装置は、自動車、航空宇宙、電力等の幅広い分野において品質検査や測定を行う用途に最適化されており、当社は検査・測定サービスの受託を行っております。</p> <p>②産業用C T及び関連サービスの販売<br/>         当社は、G E センシング&amp;インスペクション・テクノロジーズ株式会社と業務提携契約を締結し、同社製の産業用C T 及び関連サービスの販売業務を行っております。</p> <p>③C Tに関するソフトウェア販売<br/>         当社は、ポリウムグラフィックス株式会社と業務提携契約を締結し、同社製の産業用C T/ボクセルデータ用ソフトウェアの販売業務を行っております。</p> |

(6) 主要な営業所及び工場（2018年12月31日現在）

| 名称        | 事業区分              | 場所         |
|-----------|-------------------|------------|
| 本社        | －                 | 神奈川県横浜市港北区 |
| 本社工場      | 3Dプリンター出力事業、C T事業 | 同上         |
| コンセプトセンター | 鋳造事業              | 長野県飯田市     |
| テクニカルセンター | 3Dプリンター出力事業       | 神奈川県横浜市都筑区 |

(7) 使用人の状況（2018年12月31日現在）

| 事業区分        | 使用人数     | 前事業年度末比増減 |
|-------------|----------|-----------|
| 3Dプリンター出力事業 | 20 (3) 名 | 1 (-)     |
| 鋳造事業        | 61 (3)   | 7 (3)     |
| CT事業        | 5 (-)    | △1 (-)    |
| 全社（共通）      | 17 (3)   | 5 (1)     |
| 合計          | 103 (9)  | 12 (4)    |

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び企画部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前事業年度末に比べ12人増加したのは、主に鋳造事業の拡大、管理部門強化に係る人員の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2018年12月31日現在）

| 借入先         | 借入残高      |
|-------------|-----------|
| 飯田信用金庫      | 108,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 105,958千円 |
| 日本生命保険相互会社  | 50,000千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,622,000株（うち自己株式50株）  
（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は18,000株増加しております。
- (3) 株主数 3,591名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                      | 持株数      | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------|----------|--------|
| 渡邊大知                                                                     | 623,400株 | 23.78% |
| 鈴木浩之                                                                     | 194,600  | 7.42   |
| 渡邊商事株式会社                                                                 | 92,000   | 3.51   |
| 日本証券金融株式会社                                                               | 75,000   | 2.86   |
| 後神秀継                                                                     | 60,000   | 2.29   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                     | 40,000   | 1.53   |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S<br>（常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社） | 40,000   | 1.53   |
| BBH/DBS BANK (HONG KONG)LIMITED A/C 005 NON US<br>（常任代理人 株式会社三井住友銀行）     | 34,000   | 1.30   |
| 松井証券株式会社                                                                 | 32,600   | 1.24   |
| 野村證券株式会社                                                                 | 28,800   | 1.10   |

- （注）1. 持株比率は自己株式（50株）を控除して計算しております。
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、40,000株であります。
- (5) その他株式に関する重要な事項
- 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が2,622,000株増加し、5,244,000株となっております。
- また、会社法第184条第2項の規定に基づき2019年1月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は5,920,000株増加し、11,840,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |     | 第1回新株予約権                              | 第2回新株予約権                                |
|-----------------------------|-----|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| 発行決議日                       |     | 2014年7月31日                            | 2015年3月27日                              |
| 新株予約権の数                     |     | 300個                                  | 50個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |     | 普通株式 120,000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)   | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)      |
| 新株予約権の払込金額                  |     | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない                | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない                  |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額  |     | 新株予約権 1 個当たり100,000円<br>( 1 株当たり250円) | 新株予約権 1 個当たり400,000円<br>( 1 株当たり1,000円) |
| 権利行使期間                      |     | 2016年7月31日から<br>2024年7月31日まで          | 2017年3月27日から<br>2025年3月26日まで            |
| 行使の条件                       |     | (注) 5                                 | (注) 5                                   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役 | 新株予約権の数 300個                          | 新株予約権の数 30個                             |
|                             |     | 目的となる株式数 120,000株                     | 目的となる株式数 12,000株                        |
|                             |     | 保有者数 2人                               | 保有者数 1人                                 |
|                             | 監査役 | 新株予約権の数 0個                            | 新株予約権の数 20個                             |
|                             |     | 目的となる株式数 0株                           | 目的となる株式数 8,000株                         |
|                             |     | 保有者数 0人                               | 保有者数 1人                                 |

|                            |     |                                         |
|----------------------------|-----|-----------------------------------------|
|                            |     | 第3回新株予約権                                |
| 発行決議日                      |     | 2015年8月5日                               |
| 新株予約権の数                    |     | 35個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |     | 普通株式 14,000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)      |
| 新株予約権の払込金額                 |     | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない                  |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |     | 新株予約権 1 個当たり400,000円<br>( 1 株当たり1,000円) |
| 権利行使期間                     |     | 2017年8月6日から<br>2025年8月4日まで              |
| 行使の条件                      |     | (注) 5                                   |
| 役員の<br>保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 30個                             |
|                            |     | 目的となる株式数 12,000株                        |
|                            |     | 保有者数 1人                                 |
|                            | 監査役 | 新株予約権の数 5個                              |
|                            |     | 目的となる株式数 2,000株                         |
|                            |     | 保有者数 1人                                 |

(注) 1. 第1回及び第2回の新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権発行時現在は1株、事業年度末現在は800株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者が前項に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

6. 2016年7月15日開催の取締役会決議により、2016年8月12日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これによって、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

7. 2018年12月5日開催の取締役会決議により、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割の調整前の株式数及び金額で記載しております。  
なお、当該株式分割の調整後の株式数及び金額は下記のとおりであります。

|          | 新株予約権の目的となる株式の数                   | 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額        |
|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第1回新株予約権 | 普通株式 240,000株<br>(新株予約権1個につき800株) | 新株予約権1個当たり100,000円<br>(1株当たり125円) |
| 第2回新株予約権 | 普通株式 40,000株<br>(新株予約権1個につき800株)  | 新株予約権1個当たり400,000円<br>(1株当たり500円) |
| 第3回新株予約権 | 普通株式 28,000株<br>(新株予約権1個につき800株)  | 新株予約権1個当たり400,000円<br>(1株当たり500円) |

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                    |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 渡 邊 大 知   |                                                                            |
| 専 務 取 締 役     | 鈴 木 浩 之   | (業務執行担当)                                                                   |
| 取 締 役         | 篠 崎 史 郎   | (管理担当)                                                                     |
| 取 締 役         | 山 崎 晴 太 郎 | 株式会社セイトロウデザイン 代表取締役                                                        |
| 常 勤 監 査 役     | 山 下 芳 生   |                                                                            |
| 監 査 役         | 村 田 真 一   | 兼子岩松法律事務所 弁護士<br>株式会社ブラザクリエイト 社外取締役<br>シュッピン株式会社 社外取締役<br>株式会社クロスフォー 社外監査役 |
| 監 査 役         | 関 根 修 一   |                                                                            |

- (注) 1. 監査役山下芳生氏、村田真一氏及び関根修一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役山下芳生氏は、金融機関の支店長を歴任する等、金融法務に関して幅広い知見を有していることから、高い監督能力を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
3. 監査役村田真一氏は、弁護士であり、金融商品取引法、会社法等、法律に関する専門的な知識を有しているため、法務に関して高い監督機能を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
4. 監査役関根修一氏は、品質マネジメントシステム（ISO）主任審査員であり、製造業における品質保証に関する専門的な知識を有しているため、製品の品質保証に関して高い監督機能を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
5. 当社は、山下芳生氏、村田真一氏及び関根修一氏について、株式会社東京証券取引所が確保を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
6. 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況       |
|---------|------------|------|---------------------------|
| 森 谷 知 子 | 2018年3月28日 | 任期満了 | 取締役<br>管理部門担当             |
| 鈴 井 博 之 | 2018年3月28日 | 任期満了 | 社外取締役<br>株式会社カンパニユラ 代表取締役 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分            | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|----------------|-----------|----------------------|
| 取<br>（うち社外取締役） | 6名<br>(1) | 113,441千円<br>(1,050) |
| 監<br>（うち社外監査役） | 3<br>(3)  | 12,480<br>(12,480)   |
| 合<br>（うち社外役員）計 | 9<br>(4)  | 125,921<br>(13,530)  |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年7月31日開催の第22回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年7月31日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、2018年3月28日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額21,641千円（取締役4名）が含まれております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役村田真一氏は、兼子岩松法律事務所弁護士、株式会社プラザクリエイト社外取締役、シュッピン株式会社社外取締役及び株式会社クロスフォー社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 山下 芳 生  | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融法務の専門的見地から適宜発言を行っております。                          |
| 監査役 村 田 真 一 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融商品取引法、会社法等、法律に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 関 根 修 一 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に製品の品質保証に関する専門的見地から適宜発言を行っております。                                     |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由  
当社における社外取締役は、当社が属する業界、事業領域、企業経営を理解し、重要な経営上の意思決定に参加すると同時に、経営に対する実効的な監督を行い、且つ迅速な意思決定が求められる場面における実質的で合理的な判断と対応を行う能力等を兼ね備えた人材である必要があると考えております。また、客観的な意見を頂くためには、当社経営者からの独立性を有した人材である必要もあります。  
社外取締役を選任することが、取締役会での議論において十分なメリットがあることは理解しておりますが、一方で当社の属する業界や事業環境に対する理解が不十分な場合には、取締役会における機動的かつ柔軟な経営判断に支障が生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがあります。  
以上のことから、ガバナンス体制の維持及び企業価値の向上を図るべく、引き続き当社の社外取締役としての要件を満たす人材の選定を慎重に進め、第27回定時株主総会で社外取締役1名を選任する予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,500千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,500千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,856,800</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>834,063</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,007,210        | 買 掛 金                | 97,556           |
| 受 取 手 形                | 71,636           | 短 期 借 入 金            | 155,958          |
| 売 掛 金                  | 527,780          | 1 年 内 返 済 予 定 の      | 17,613           |
| 仕 掛 品                  | 63,297           | 長 期 借 入 金            | 98,475           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 51,326           | リ ー ス 債 務            | 151,757          |
| 前 渡 金                  | 77,792           | 未 払 金                | 1,625            |
| 前 払 費 用                | 25,243           | 未 払 法 人 税 等          | 155,559          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 32,402           | 未 払 消 費 税 等          | 62,031           |
| そ の 他                  | 248              | 前 受 り 金              | 2,137            |
| 貸 倒 引 当 金              | △137             | 預 員 賞 与 引 当 金        | 6,601            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,466,254</b> | 役 員 賞 与 引 当 金        | 21,641           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,366,607</b> | 賞 与 引 当 金            | 58,334           |
| 建 築 物                  | 685,978          | 製 品 保 証 引 当 金        | 1,646            |
| 構 築 物                  | 9,042            | そ の 他                | 3,126            |
| 機 械 及 び 装 置            | 171,661          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>425,162</b>   |
| 車 両 運 搬 具              | 2,165            | 長 期 借 入 金            | 96,000           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 24,317           | リ ー ス 債 務            | 273,285          |
| 土 地                    | 116,456          | 繰 延 税 金 負 債          | 9,746            |
| リ ー ス 資 産              | 335,550          | 資 産 除 去 債 務          | 45,726           |
| 建 設 仮 勘 定              | 21,434           | そ の 他                | 402              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>34,645</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,259,225</b> |
| 借 地 権                  | 3,512            | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 24,964           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,063,829</b> |
| リ ー ス 資 産              | 5,264            | 資 本 金                | 767,092          |
| そ の 他                  | 903              | 資 本 剰 余 金            | 754,092          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>65,001</b>    | 資 本 準 備 金            | 754,092          |
| 出 資 金                  | 20               | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>542,730</b>   |
| 長 期 前 払 費 用            | 13,646           | 利 益 準 備 金            | 1,894            |
| そ の 他                  | 51,335           | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 540,836          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,323,054</b> | 圧 縮 積 立 金            | 3,597            |
|                        |                  | 特 別 償 却 準 備 金        | 1,858            |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 535,379          |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△85</b>       |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,063,829</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,323,054</b> |

## 損 益 計 算 書

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,582,550 |
| 売上原価         |         | 1,556,819 |
| 売上総利益        |         | 1,025,730 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 696,179   |
| 営業利益         |         | 329,551   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 5       |           |
| 補助金収入        | 7,327   |           |
| 業務受託料収入      | 2,505   |           |
| 受取保険金        | 7,152   |           |
| その他          | 873     | 17,863    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 6,340   |           |
| 為替差損         | 2,732   |           |
| その他          | 75      | 9,148     |
| 経常利益         |         | 338,266   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 2,134   |           |
| 固定資産売却損      | 343     | 2,477     |
| 税引前当期純利益     |         | 335,788   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 148,553 |           |
| 法人税等調整額      | △27,426 | 121,126   |
| 当期純利益        |         | 214,661   |

会計監査人の監査報告書 謄本

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               | 2019年2月13日 |
| 株式会社 JMC                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |            |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |            |
| 有限責任 あずさ監査法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |            |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 阿 部 博   | 印          |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 佐 藤 太 基 | 印          |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 JMC の2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。                                                                                                                                                                                                |               |            |
| 計算書類等に対する経営者の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |            |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                                                                                                                            |               |            |
| 監査人の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |            |
| 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。                                                                                                                               |               |            |
| 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 |               |            |
| 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |            |

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

|               |           |
|---------------|-----------|
| 株 式 会 社 J M C | 監 査 役 会   |
| 常勤社外監査役       | 山 下 芳 生 ⑩ |
| 社 外 監 査 役     | 村 田 真 一 ⑩ |
| 社 外 監 査 役     | 関 根 修 一 ⑩ |

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 当社は、2018年8月に「医療機器製造業」及び「医療機器製造販売業」の許可を取得し、今後、医療機器の製造及び製造販売等への事業範囲の拡大が想定されることから、第2条に定める事業の目的の追加を行うものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 付加製造業<br>2. 鑄造業<br>3. 検査受託業<br>4. 医療用シミュレーター及びトレーニングキットの開発、企画、製造及び販売<br>5. CT、3Dプリンターその他各種商品、各種サービスの販売及びその代理、媒介<br>6. 医療機器の販売及び貸与<br>7. ビジネスに関するセミナー及びワークショップの企画及び開催<br>8. 上記各号に付帯する一切の業務 | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 付加製造業<br>2. 鑄造業<br>3. 検査受託業<br>4. 医療用シミュレーター及びトレーニングキットの開発、企画、製造及び販売<br>5. CT、3Dプリンターその他各種商品、各種サービスの販売及びその代理、媒介<br>6. 医療機器の <u>製造、製造販売、</u> 販売及び貸与<br>7. ビジネスに関するセミナー及びワークショップの企画及び開催<br>8. 上記各号に付帯する一切の業務 |

第2号議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、社外取締役として取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ながさか ひでき<br>長坂 英樹<br>1969年11月27日生<br>新任                                             | 1994年5月 アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア）入社<br>1998年1月 アーサーアンダーセン税務事務所（宇野紘一税理士事務所 / 現KPMG税理士法人）入所<br>2004年9月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン（現モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社）入社<br>2007年6月 K Bツツキ株式会社 取締役<br>2013年1月 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社<br>ヴァイスプレジデント<br>2017年8月 グローバル・トランザクション・パートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>グローバル・トランザクション・パートナーズ株式会社 代表取締役 | —              |
| 【社外取締役候補者とする理由】<br>長年にわたり税務・会計分野で培った経験と知見を有し、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長坂英樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、長坂英樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 長坂英樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年7月31日開催の第22回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。））とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額120百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となりますが、対象取締役は4名を予定しております。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期は、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程に定めるものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

株主メモ

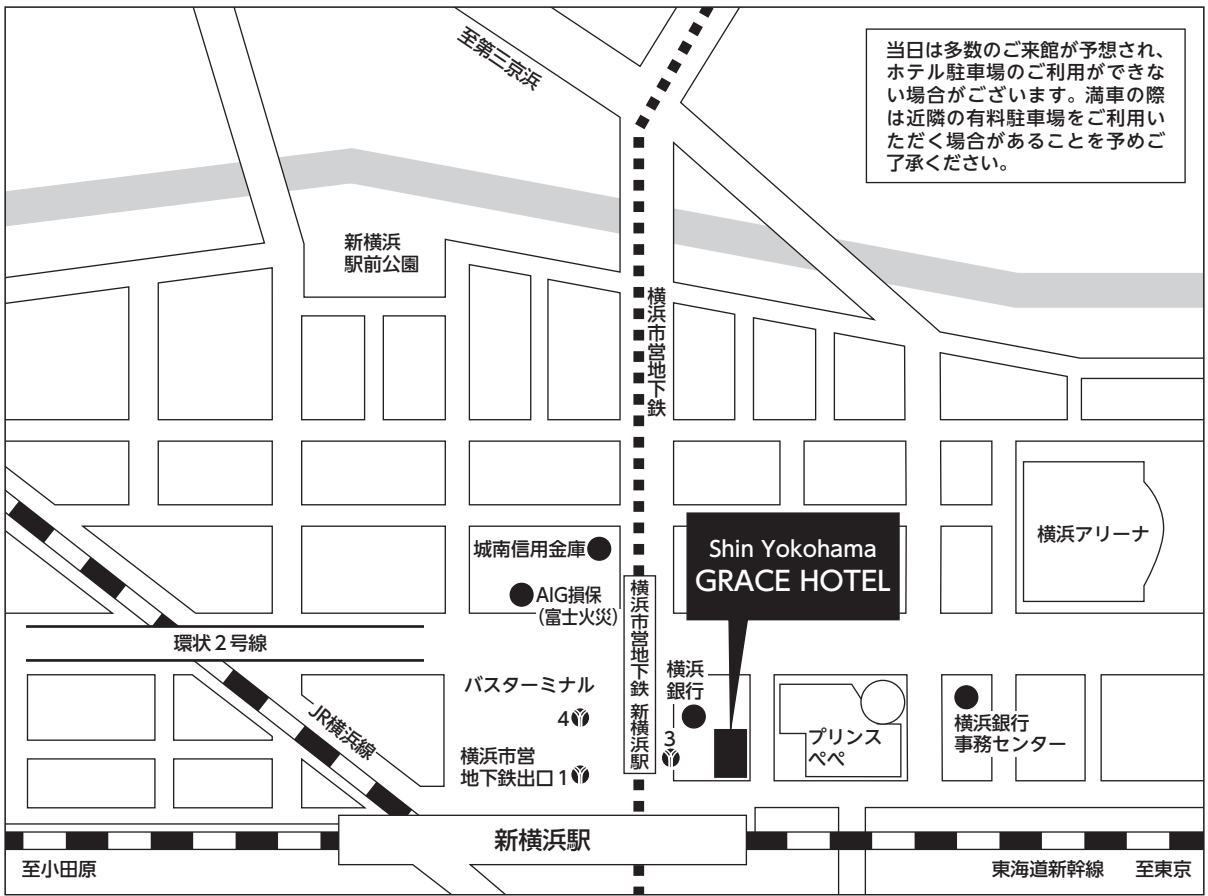
|                        |                                                                                           |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                   | 毎年1月1日から12月31日まで                                                                          |
| 定時株主総会                 | 毎年3月                                                                                      |
| 基準日<br>(株主を確定する日)      | 定時株主総会           : 12月31日<br>期末配当金           : 12月31日<br>中間配当金           : 6月30日          |
| 1単元の株式数                | 100株                                                                                      |
| 公告の方法                  | 電子公告により行います。<br>公告掲載URL <a href="https://www.jmc-rp.co.jp/">https://www.jmc-rp.co.jp/</a> |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の口座管理機関 | 三井住友信託銀行株式会社                                                                              |
| 同事務取扱場所                | 〒100-8233<br>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号                                                            |
| お問い合わせ                 | 〒168-0063<br>東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>TEL：0120-782-031   (フリーダイヤル)        |

メ      ㇗

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル 4階 サフィア  
TEL 045-474-5111



交通 JR各線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。